第9章　休憩施設

（休憩施設）
第 35 条　歩道等には、適当な間隔でベンチ及びその上屋を設けるものとする。ただし、これらの機能を代替するための施設が既に存する場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

歩道等には、歩行者の休憩需要に応じるため、休憩施設を整備することが望ましい箇所・道路において、適当な間隔にベンチ及び上屋を設けるものとする。ただし、沿道の施設により休憩がとれる場合や、ベンチ等の設置によって通行の用に供する必要な有効幅員が確保できなくなる場合などやむを得ない場合には、この限りでない。なお、ベンチ及び上屋を設置する際には、利用者の意見を踏まえつつ、乗合自動車停留所や立体横断施設の桁下、オープンスペース等を有効に活用することが望ましい。

（1）概説

歩道等には、高齢者、身体障害者等の移動の円滑化を図るために、特に身体的特性から歩行中に疲労しやすい高齢者や身体障害者等の休憩需要に応えることを目的として、下表のような場合において、ベンチ及びそれを覆う上屋や樹木を、適切に配置するものとする。


写真 9-1-1 ベンチの設置例

ただし、沿道の施設により休憩がとれる場合や、ベンチ等の設置によって通行の用に供する必要な有効幅員が確保できなくなる場合などやむを得ない場合には、この限りでないものとする。

表 9-1-1　休憩施設を整備することが望ましい箇所・道路

箇所・道路	利用例
住宅地内のコミュニティ道路等	立ち話、遊び　等
高齢者等の利用が多い公共施設周辺の道路	休憩、立ち話
遊歩道等、散策やジョギングに利用される道路	休憩、自然とのふれあい等
橋詰のスペース	小休憩、眺望　等
商業地等の建物前面のスペース	ウィンドウショッピング、小休憩、待ち合わせ等
バス停周辺	バス待ちを兼ねた休憩スペース

（２）設置位置

休憩施設は、利用者の意見を踏まえつつ、高齢者、身体障害者等の歩行動線を把握することにより休憩需要を想定したうえで、適当な位置に配置するものとする。

特に道路の交差点や橋詰の周辺等は、様々な活動が交錯する場であり、歩行者ネットワークの構成上重要な位置となる。そのため、このような交通結節点においては、地域の情報コーナーとしての機能を持ったたまり機能を有する休憩施設を重点的に整備することが望ましい。

また、防災グッズを収納できるベンチを設置することで、防災拠点と一体化させることも考えられる。

○たまり機能を有する休憩施設のイメージ

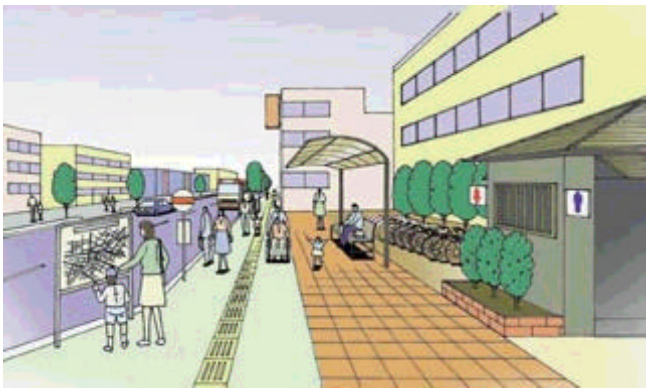


図 9-1-1 たまり機能を有する休憩施設のイメージ

○交差点の一角を活用した休憩施設の例（ポケットパーク）





図 9-1-2　ポケットパークの例（左：東京都世田谷区、右：渋谷区）

一般的に都市部における歩道上に休憩施設を単独に設置するのは困難な場合が多いため、乗合自動車停留所の休憩施設、立体横断施設の桁下及びオープンスペース等を有効に活用して休憩施設を設置することも考えられる。

○乗合自動車停留所やオープンスペースを有効に活用した休憩施設



図9-1-3　バス停付近のポケットパークの整備例（東京都江戸川区）



図 9-1-4　オープンスペースにベンチを設置した例（埼玉県越谷市）



図9-1-5　歩道橋下の空間を活用したベンチ（北九州市内）



図9-1-6　植樹帯の一部を活用した休憩スペース（和歌山市）



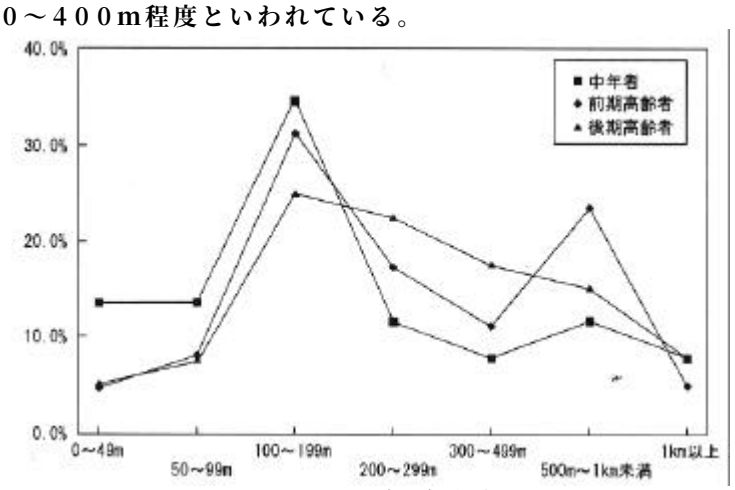
図9-1-7　交差点の植樹桝と腰掛けを併用した例（北九州市内）



図9-1-8　ベンチと植樹桝、屑入れを一体化した例（北海道北見市）

【参考】休憩施設の設置間隔に関する研究例

休憩施設の設置間隔については、体力の低下した高齢者や歩行困難な障害者等が休憩なしに歩ける距離を目安に設定することが考えられる。なお、既存研究によると高齢者が望むベンチの設置間隔は「１００～２００m程度」が最も多く、また、都市内における通常の状況のもとで歩行者が抵抗なく歩ける距離は２００～４００m程度といわれている。



ベンチの必要間隔

参考文献：「高齢者を考慮した歩行空間の休憩施設設置に関する研究」

（三星昭宏、北川博巳他　土木計画学研究・論文集　1999.10）

【参考】関連するその他の基準

道路構造令等の一部を改正する政令の施行について（平成５年１１月２５日　道路局長通達）

ベンチ又はその上屋は、様々な歩行者が道路を安全かつ円滑に通行できるようにするため、バス利用の利便性の向上、歩行中の休憩需要への対応等の必要性に鑑み、道路の管理上必要と判断されるものを、道路の附属物として整備することできるものとしたものであること。

この場合、ベンチ又はその上屋の設置は、単にバス事業者等の要請により行うものではなく、道路管理者が安全かつ円滑な道路の交通の確保その他道路の管理上必要なものであると判断する場合に行うものであること.